

〔事案 29-23〕 転換契約無効請求

・平成 30 年 5 月 2 日 裁定不調

<事案の概要>

募集人が転換の説明をせずに手続きをさせたこと等を理由に、転換の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 59 年 5 月に親が契約した養老保険（契約①）について、平成 2 年 12 月に契約者を自分に変更した上で終身保険および医療保険（併せて契約②）に転換し（転換①）、平成 7 年 12 月に終身保険および医療保険（併せて契約③）に転換し（転換②）、平成 14 年 5 月に介護保険および医療保険（併せて契約④）に転換し（転換③）、平成 19 年 7 月に介護保険および医療保険（併せて契約⑤）に転換した（転換④）が、以下の理由により、各転換を取り消し、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 募集人が、転換①ないし④に際して、契約転換の意味について説明しなかったため、新規契約であり、転換価格とは保険会社が保険料を割引してくれる価格であると誤信して、転換を申し込んでしまった。
- (2) 募集人は、契約①の契約者名義の変更と転換①が実際には異なる日になされたのに、故意に同日付でなされているかのように装って書類を作成した。
- (3) 募集人は、転換①ないし④の転換申込書の控えを交付せず、故意に契約転換であることを隠して転換を申し込ませた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 転換①の際、募集人は、設計書等に基づき契約転換に関する説明をした。
- (2) 仮に、転換①ないし③の各転換手続に不手際があったとしても、申立人は、各転換後契約が有効であることを前提に、その後改めて転換を行った。
- (3) 募集人は、転換①ないし④の転換申込書の控えを交付した。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、各転換時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が転換について説明せず、または申立人を欺いて転換の申込みをさせたとは認められないが、以下のとおり、募集人の対応に不適切な点が認められることから、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人が和解案を受諾しなかったため、手続を終了した。

- (1) 申立人は、転換④の約 1 か月前に、契約④の年払保険料を払い込んだが、制度上、保険会社は年払保険料のうち未経過分を申立人に返還することができなかった。そこで募集人は、申立人からの保険料返還の要求に対し、年払保険料相当額を契約者貸付により貸し付け、転換④によって精算するという取扱いをしたものと認められる。この際、年払保険料の返還ではなく貸付であるということの説明が不十分であった。

- (2) 申立人は、転換④にあたり、1年後に契約④と同等の保険料額に減額できると募集人から説明を受け、減額することを約束したと主張しているところ、保険会社も概ねその事実を認め、転換④を取り消し、契約④への復旧を認める提案をしていた。
- (3) 転換①の転換申込書の申立人の署名は、申立人の筆跡ではない。契約②の契約申込書には申立人自身が署名していることから申込みの意思は認められるので、これは第三者による署名代行と考えられるが、転換申込書も申立人に自署してもらうべきであった。